

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成24年3月13日

【会社名】 株式会社麻生

【英訳名】 Aso Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 麻生 巖

【本店の所在の場所】 福岡県飯塚市芳雄町7番18号

【電話番号】 福岡(0948)(22)3604番

【事務連絡者氏名】 経営支援本部 総務人事・法務室 田上 智徳

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目4番27号

【電話番号】 福岡(092)(832)2011番

【事務連絡者氏名】 経営支援本部 経理財務室 大濱 理

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,500,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成24年3月13日(火)開催の取締役会決議によります。

- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社が発行する当社普通株式及び当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本株式発行及び自己株式処分」といいます。)、うち自己株式処分は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 本株式発行及び自己株式処分の発行数は、当社が発行する当社普通株式200,000株及び当社の保有する当社普通株式による自己株式処分100,000株の合計となっております。
- 4 振替機関の名称及び住所
該当事項はありません。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	300,000株	1,500,000,000	500,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	300,000株	1,500,000,000	500,000,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は500,000,000円であります。なお、自己株式処分により行われる払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
5,000	2,500	100株	平成24年3月30日(金)		平成24年3月30日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、本株式発行及び自己株式処分に際して割当予定先との間に総数引受契約を締結いたします。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、自己株式処分により行われる払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所にて総数引受契約を締結するものとし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社麻生 経営支援本部 総務人事・法務室	福岡県飯塚市芳雄町7番18号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目1番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,500,000,000	5,800,000	1,494,200,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 新規発行による手取金の額は本株式発行及び自己株式処分による手取金の額であります。
- 3 発行諸費用の概算額とは登記関連費用、当社普通株式鑑定評価費用等の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,494,200,000円の使途につきましては、当社の財務基盤の強化及び割当予定先との関係強化を目的とするものであります。したがって、本株式発行及び自己株式処分による手取金は、業務運営に資するため、平成24年8月までに運転資金に充当します。

なお、支出実行までの資金管理については、当社銀行口座において適切に管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	学校法人麻生塾
本店の所在地	福岡県飯塚市芳雄町3番83号
代表者の役職及び氏名	理事長 麻生 泰
資本金	該当事項はありません。
事業内容	私立学校の運営
主たる出資者及び出資比率	該当事項はありません。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	458,111株
人事関係	当社役員及び従業員9名が、割当予定先役員を兼務しております。当社従業員3名が割当予定先に出向（兼務出向含む）しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	割当予定先に対し経営全般（リスクマネジメント、人材マネジメント、財務戦略策定等）に関する支援を行っております。	

（注）提出者と割当予定先との間の関係は、平成24年3月13日現在のものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社及び当社グループは「安心をカタチに、生きがいをデザインする麻生グループ」をグループビジョンとしており、その中でも教育及び教育関連事業はグループ経営における重要な柱の一つとなっております。

このような背景のもと、学校法人麻生塾との関係強化が当社グループの教育及び教育関連事業の更なる成長と発展に資すると判断し、同法人を割当予定先とする本株式発行及び自己株式処分の実施を決定するに至りました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 300,000株

e 株券等の保有方針

当社と割当予定先との関係強化の主旨に鑑み、長期保有する方針であることを確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の平成22年度財産目録等により、本株式発行及び自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本株式発行及び自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である学校法人麻生塾は、私立学校法に基づき設立・運営されており、福岡県下に専門分野に特化した知識・技術の最先端教育を行う専門学校全12校を展開しております。割当予定先は、当社筆頭株主であるとともに、当社グループにおける中核法人であります。当社は、割当予定先が、反社会的勢力と一切の関係を遮断することを表明した当社グループが定める「麻生グループ行動基準」を役員及び従業員に対して周知していることを割当予定先に対するヒアリングにより確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価額及び処分価額につきましては、当社株式が非上場株式であるため、第三者機関である税理士法人T I Cによる株式鑑定評価に基づき、一株当たり5,000円といたしました。

税理士法人T I Cは、一般的な株式評価方法である時価純資産価額方式により一株当たり4,987円、類似業種比準価額方式により一株当たり1,805円の評価額を算定いたしました。当社は、当該発行価額及び処分価額がいずれの評価額を上回ることから、特に有利な発行価額及び処分価額には該当しないものと判断しております。

(2) 発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式発行及び自己株式処分により学校法人麻生塾に対して割り当てる株式数は300,000株であり、本株式発行及び自己株式処分前の当社株式の発行済株式数3,010,000株の9.97%(総議決権数27,777個の10.80%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社は、本株式発行及び自己株式処分は当社の財務基盤の強化及び割当予定先との関係強化を目的に行うものであることから、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、本株式発行及び自己株式処分による発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議決権 数の割合(%)	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
学校法人麻 生塾	福岡県飯塚市芳雄町 3番83号	458.1	16.49	758.1	24.63
麻生泰	福岡県飯塚市	166.0	5.98	166.0	5.39
麻生太郎	福岡県飯塚市	154.3	5.55	154.3	5.01
株式会社三 井住友銀行	東京都千代田区丸の 内一丁目1番2号	130.0	4.68	130.0	4.22
株式会社福 岡銀行	福岡市中央区天神二 丁目13番1号	130.0	4.68	130.0	4.22
株式会社西 日本シティ 銀行	福岡市博多区博多駅 前三丁目1番1号	130.0	4.68	130.0	4.22
日本トラス ティ・サー ビス信託銀 行株式会社	東京都中央区晴海一 丁目8番11号	130.0	4.68	130.0	4.22
株式会社小 澤	和歌山県和歌山市宇 須二丁目3番39号	105.0	3.78	105.0	3.41
麻生興産株 式会社	福岡市早良区百道浜 二丁目4番27号	97.0	3.49	97.0	3.15
日本生命保 険相互会社	大阪市中央区今橋三 丁目5番12号	65.7	2.37	65.7	2.13
計	-	1,566.2	56.38	1,866.2	60.63

(注) 1 平成23年9月30現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記のほか平成23年9月30日現在168.5千株を自己株式として所有しております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の総議決権数27,777個に、本株式発行及び自己株式処分に係る議決権の数3,000個を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第50期)及び半期報告書(第51期中)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成24年3月13日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成24年3月13日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 福岡財務支局長に提出
半期報告書	事業年度 (第51期中)	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	平成23年12月26日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月25日

株式会社麻生
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 直 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 行 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社麻生の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社麻生及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月26日

株式会社麻生
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 直 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 宏 文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社麻生の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社麻生及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月24日

株式会社麻生
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 直 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 宏 文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社麻生の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社麻生及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月26日

株式会社麻生
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 直 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 宏 文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社麻生の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社麻生の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月25日

株式会社麻生
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 直 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 行 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社麻生の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社麻生の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月24日

株式会社麻生
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 田 直 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 宏 文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社麻生の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社麻生の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。